

大阪労働局長登録教習機関（登録第1号）（公社）大阪労働基準連合会
登録満了日 令和6年3月30日
一般社団法人 岸和田労働基準協会

玉掛け技能講習開催案内

労働安全衛生法第76条（技能講習）の規定（つり上げ荷重1トン以上のクレーン等の玉掛け業務に従事する者は、技能講習修了者でなければならない。）により、標記講習会を下記要領にて開催致します。

【今回は、学科・実技ともに無料駐車場があります。】

記

- 1 講習日時 ※学科及び実技とも夜勤明けでの受講とならないように、配慮をお願い致します。
 - 学科日時 10月30日（水）9時30分～18時50分【1日目当日受付時間は、9時15分～。】
10月31日（木）9時15分～16時20分【2日目当日受付時間は、9時～。】
 - 学科会場 岸和田市立福祉総合センター【opsol(おぶそる)福祉総合センター】別紙地図参照
 - ※ 今回から学科会場が変更となっておりますので、ご注意ください。
 - ※ 学科両日、お弁当持参の上、ご来場ください。岸和田線岸和田駅
 - ※ 当日持参：筆記用具、受講票。（テキストは当日配布します。）
 - ※ 講習受講日（学科・実技）、受付時に本人確認をいたします。本人確認書類をご持参ください。
 - 実技日時：1班 11月9日（土）8時00分～17時00分 2班 11月16日（土）8時00分～17時00分
（実技講習及び実技試験） ※【実技当日受付時間は、7時30分～です。】
 - 実技会場 住友重機械ギヤボックス株式会社「南海本線貝塚駅下車旧26号線脇浜歩道橋西へ入る」
 - ※ 当日持参：【別紙8】【玉掛け技能講習（実技）における保護具持参のお願い】をご確認願います。
【別紙8】記載の保護具と長袖作業服、筆記用具、テキスト、受講票、印鑑をご持参下さい。
 - ※ 実技講習日の昼食休憩が40分と短いので、【原則、実技会場を出ることができません。】
お弁当を必ず、来場の際にご持参ください。
- 2 受講者の資格
 - ① 初めての者（未経験者）。
 - ② クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者、又は床上操作式クレーン運転技能講習、小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。【別紙3】書類も必要となります。
（注：当協会開催しています【クレーンの運転（5t未満）特別教育】修了者は、該当しません）
 - ③ クレーン等で、つり上げ荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。【別紙4】書類も必要となります。
- 3 受講料 受講資格
 - ① の場合 ￥25,905円（受講料：22,000円 消費税2,200円）（テキスト代：1,705円）
 - ② の場合 ￥22,605円（受講料：19,000円 消費税1,900円）（テキスト代：1,705円）
 - ③ の場合 ￥22,605円（受講料：19,000円 消費税1,900円）（テキスト代：1,705円）
 - ※ 領収証が（受講料と消費税）と（テキスト代）に分かれます。【別紙7】をご覧ください。
 - ※ 受講料は理由の如何にかかわらずご返金できません。
- 4 定員 1班 30名 2班 20名 合計 50名（定員になり次第締切ります）
募集定員制限の為、実技日程は選択できませんので予めご了承ください。
- 5 申込方法及び申込先

申込方法：
仮申込受付日 2024（令和6）年8月23日（金）午前9時より【別紙1】「玉掛け技能講習受講申込書（仮申請用）」を当協会へFAX（072-431-0322）してください。
上記仮申込受付日の午後以降より随時、仮申込完了の当協会から連絡（FAX等にて）後、
【別紙2】「受講申込書修了者台帳」に所要事項記入の上、証明写真（自動車運転免許の写真のように上三分正面脱帽、無背景のもの）貼付の上、受講料等を添えて当協会へ本申込手続きを
してください。注意：添付された写真が修了証の写真になりますので、コピー用紙に写真を印刷したもの、写真に汚れがあるもの等は、改めて写真の提出をお願いする場合があります。

申込先：一般社団法人 岸和田労働基準協会 FAX 072-431-0322
- 6 申込締切日 2024（令和6）年10月4日（金）ただし、定員になり次第締め切ります。

【別紙 8】

2022年7月1日
2023年2月22日改

岸和田労働基準協会

玉掛け技能講習(実技)における保護具持参のお願い

当協会の技能教育では、会場をお借りしています企業様工場の安全基準に従い(受講者個人の)保護具を定めています。

持参されない場合は、講習会場に入れない場合があります。

受講を申し込まれる方は、以下の保護具を準備の上当日持参してください。

- ① ヘルメット
- ② 安全靴
- ③ 革手袋 ワイヤロープを取り扱うためです。薄手の物で可です。
- ④ 脚絆 ズボンの裾を留めます。裾の絞ったズボンの場合、長靴安全靴に入れる場合は不要です。
- ⑤ 保護メガネ 【①～④に加え必要となります】 眼鏡をかけている方は不要です。
製造工場のため、万一の外部からの飛び込みを防ぐためです。

①～⑤共、作業に安全な基本の服装となります。安全教育としての講習ですので、ご理解の上必ず持参してください。

③～⑤につきましては、各々1000円程度で、ホームセンター等で購入できます。又、協会準備(有料)もできます。お問い合わせください。

【別紙1】

令和 年 月 日

一般社団法人 岸和田労働基準協会 宛

FAX：072-431-0322

玉掛け技能講習受講申込書（仮申請用）

【2024年（令和6）年8月23日（金）AM9時～FAXする用紙はこの用紙です。】

※9時前にFAXいただいた場合は、その用紙は無効とさせていただきます。予めご了承ください

事業所名： _____ 担当部署： _____ TEL： _____ :

所在地： _____ 担当者： _____ FAX： _____ :

ご担当者様メールアドレス 記入欄： _____ :

【別紙8】「玉掛け技能講習（実技）における保護具持参のお願い」、【別紙5】「玉掛け技能講習会募集制限と抽選について」の内容を了承の上、受講者を申込みます。

受講資格 ①・②・③ (①・②・③の何れかを記入ください)	(ふりがな) 受講者氏名	受講料の 協会へ支払方法 (○を記入ください)	本申請書の 協会へ提出方法 (○を記入ください)
		持参・振込	持参・郵送

1. 2024（令和6）年8月23日（金）午前9時からFAXにて仮受付を開始致します。
当日の午前9時以降、早めに当協会に【別紙1】「玉掛け技能講習受講申込書（仮申請用）」を送信し仮申請予約してください。（仮申請予約はこの【別紙1】申込書をご使用下さい。）
本申請は、当協会より受付連絡があつてからおこなってください。本申請に進まれる企業様は10月4日（金）までに本申請（様式第6号）【別紙2】提出をしてください。本申請手続きを行わないと自動的に予約が無効となります。
2. 仮申込完了の連絡後、本申請に際しては、【別紙2】受講申込書修了者台帳（様式第6号）に必要事項を記入し、受講料を添えて当協会にお申込みください。
※お振り込みの場合は振込先【別紙6】をご確認ください。
【上部ご担当者メールアドレスに受講料入金後、受講票をメールでお送りします。】
3. 本申込み以降の取扱いについて
○ 受講料は理由の如何にかかわらず払戻しできませんのでご了承ください。
○ 講習日に1日でも欠席または遅刻されますと、受講を放棄したものととして取扱います。
○ 受講者の変更は講習初日の5日前まで可能です。但し、正式な申請書の提出が必要です。
4. 講習各当日来場される際、体調が悪いのに無理しての受講はしないでください。
異常があれば来場せずに電話連絡願います。

【別紙2】

(様式第6号)

受講希望月	令和	年	月
-------	----	---	---

玉掛け技能講習 受講申込書
修了者台帳

※印欄は記入しないこと。

※受付番号	
※修了証番号	
※修了証 交付年月日	

- ・本様式は、A4版サイズで提出してください。(感熱紙不可)
- ・旧姓等の併記をご希望の方は旧姓等の欄に記入の上、右記にチェック(レ点)してください。

ふりがな			旧姓等	写真貼付 ↓	のりつけ 3.0cm×2.4cm 申請前6ヶ月以内に撮影した上三分身正面脱帽、無背景のもの。 (裏面に氏名を記入)
氏名					
生年月日	昭和・平成	年	月	日生	
現住所	〒 _____ 携帯又はTEL ()				
勤務先	会社名	TEL ()			
	所在地	〒 _____			
連絡先	担当者名	部課名		TEL ()	
講習科目の受講の一部免除希望の有無	力学・合図の免除希望	有・無	(有の場合は資格証の写を添付)		別紙1参照
	合図の免除希望	有・無	(有の場合は資格証の写等を添付)		別紙1参照
特別教育の修了者で講習科目の一部免除希望の有無	合図の免除希望	有・無	(有の場合は資格証の写等を添付)		別紙2参照
備考	玉掛の補助作業6ヶ月以上従事した経験者は別紙3参照				

令和 年 月 日

大阪労働局長登録教習機関(登録第1号)
(公社)大阪労働基準連合会長 殿

旧姓等の併記を希望される方は、旧姓等の記載されている住民票・自動車運転免許証・マイナンバーカードの写し、いずれか一点を添付して下さい。(「旧姓等」とは、旧姓を使用した氏名及び通称のことをいいます。)

《個人情報について》

上記の個人情報につきましては、当会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用いたしません。ただし、技能講習修了証明書発行事務局への情報の提供を行いますので、ご了解ください。

玉掛け技能講習の講習科目の受講の一部免除について

【別紙3】

労働安全衛生法(昭和47年法律第57号)第76条の規定に基づく玉掛け技能講習規定の第3条の講習科目の受講の一部免除については、次のとおりです。

玉掛け技能講習規定第3条関係(下記に資格を証する書面の写しを貼付してください。)

- 1「力学に関する知識」の受講の免除対象者は、
- ① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者。
 - ② 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
- 2「運転のための合図」の受講の免除対象者は、
- ① クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許等を受けた者。
 - ② 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習を修了した者。
 - ③ 労働安全衛生法施行令第20条第6号若しくは第7号の業務又は労働安全衛生規則(昭和47年労働省令第32号)第36条第6号若しくは第15号から第17号までの業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者等。
(クレーン等の運転業務の特別教育修了者)

記

免許証等その資格を証する書面の写しをここに貼り付けてください。

- 1 クレーン運転士免許、移動式クレーン運転士免許
- 2 床上操作式クレーン運転技能講習・小型移動式クレーン運転技能講習修了証
- 3 クレーン等の運転業務の特別教育修了証

※1 クレーン等特別教育修了証がない場合には、以下の項目を記載すること。

実施年月日： 年 月 日 ～ 年 月 日
(日間)

実施機関(事業場)名：

(所在地)：

受講記録(含：修了証明等)の提出(提出先において原本確認のうえ写しを添付)

※2 受講記録がない場合には、以下の項目を記載すること。

- (学科)
1. クレーン等に関する知識
(担当講師氏名：) ・時間 H) (規程3H)
 2. 原動機及び電気に関する知識
(担当講師氏名：) ・時間 H) (規程3H)
 3. 運転のために必要な力学に関する知識
(担当講師氏名：) ・時間 H) (規程2H)
 4. 関係法令
(担当講師氏名：) ・時間 H) (規程1H)
- (実技)
5. クレーンの運転
(担当講師氏名：) ・時間 H) (規程3H)
 6. クレーンの運転のための合図
(担当講師氏名：) ・時間 H) (規程1H)
- (教材)
1. テキスト(使用テキスト名：)
 2. クレーン(メーカー名：) 型式：)
- 上記3条2③の証明欄 (つり上げ荷重：)

経験証明欄	証明(受講者)を受ける者_____は、 年 月 日から 年 月 日までの間に 年 月 日から 年 月 日までの間に 年 月 日から 年 月 日までの間に 年 月 日 年 月 日 年 月 日 事業者職氏名 _____ (印)
本人確認欄	上記の記載内容については、相違ありません。受講者氏名 _____ (印)

【玉掛け技能講習規程第4条第1項(特例)を受ける場合の添付書類】

講習時間16時間

クレーン等で、つり上げ荷重が1トン以上の玉掛けの補助作業の業務に6ヶ月以上従事した経験を有する者。

玉掛けの補助作業の実務経験証明

補助作業の期間	クレーンの種類または型式	荷の種類及び形状	具体的な作業内容
年 月 年 S 月	(つり上げ荷重 t)		
年 月 年 S 月			

○私は、玉掛け業務の有資格者 _____ 氏の直接の指揮の下で
玉掛けの補助作業に6ヶ月以上、間違いなく従事しました。

受講者氏名 _____ 印

○上記の受講者が、枠内のとおり玉掛けの補助作業の実務に就いたことを証明
いたします。

年 月 日

事業所名称

所在地

事業者職氏名 _____ 印

1. クレーンの種類または型式は、天井クレーン、トラッククレーン等をいう。
2. 荷の種類は、一般的な名称(鋼材、コンクリート、木材等)をいう。
荷の形状は、鋼板、鋼管、棒鋼、ヒューム管、機械部品等をいう。
3. 具体的な作業内容は、製造工場での〇〇作業でその内の玉掛け補助作業の内容(用具等の準備、点検、玉掛けの助手等)をいう。

【別紙6】

各社 ご担当者様
技能講習受講料等（ガス溶接・玉掛）のお振込み先についてのお知らせ

技能講習受講料の振込先について

株式会社ゆうちょ銀行からお振込みの場合

[記号] 14140 [番号] 57564211
シャ) キシワダロウドウキジュンキョウカイ

その他銀行からお振込みの場合

振込先 株式会社ゆうちょ銀行
[店名] 四一八（読み ヨンイチハチ）
[店番] 418 [預金種目] 普通預金
[口座番号] 5756421

※ 恐縮ではございますが、お振込み手数料はご負担をお願い致します。

【別紙7】

一般社団法人 岸和田労働基準協会

技能講習に関する消費税インボイス制度への対応について

「玉掛け作業技能講習」・「ガス溶接技能講習」は、(公社)大阪労働基準連合会が主催し、当協会が窓口として運営しております。

消費税に関しましては、講習料金の内「(講習)受講料」は大阪労働基準連合会が、「テキスト代」は各地区協会(当地区では岸和田労働基準協会)が、納税申告者となっております。

2023年10月からの消費税インボイス制度開始に伴い、「受講料」と「テキスト代」を、納税申告者別の領収書として発行させていただきます。

大阪労働基準連合会は従来より課税事業者ですので、適格請求書発行事業者に登録しております。

(公社)大阪労働基準連合会 の 登録番号 : T7120005015256

なお当協会は、従前よりの免税事業者として、登録はしておりませんので、ご了承ご理解のほどお願い申し上げます。

受講者事業所の皆様には、領収書が2枚となり、何かとお手数をお掛けすることになるかと思いますが、ご理解ご協力の程お願い申し上げます。

以上

募集人数に制限があるため、参加人数の制限を致します。
募集定員は1班30名 2班20名です。
今回の講習は、各社の申込人数を、3名までとさせていただき、下記の抽選となった場合は、各社2名以内に制限することがあります。
実技日程の選択は、できません。

2024（令和6）年8月23日（金）午前9時から
FAXで仮受付を致します。

今回、申し込みが集中することが考えられます。
8月23日（金）の11時までに募集定員を超えた場合は、
9時から11時までに応募された方を対象に抽選と
いたします。
その場合は、1社2名までを上限とすることがあります。

FAX受領後、
11時以降（抽選ない場合）に順次、電話連絡いたします。
抽選になった場合は連絡が午後以降になることもあります。
状況を御理解の上、ご協力頂きます様お願い申し上げます。

一般社団法人 岸和田労働基準協会 事務局